

茨木市生涯学習情報誌広告取扱い運用基準

(平成 31 年 4 月 15 日制定)

(趣旨)

第 1 この運用基準は、茨木市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第 4 及び茨木市広告掲載基準（以下「基準」という。）第 3 の規定に基づき、茨木市生涯学習情報誌「Next Stage」（以下「情報誌」という。）の広告掲載に関し、必要な運用基準を定めるものとする。

(広告の規格及び掲載位置等)

第 2 広告の規格及び掲載位置等は、次のとおりとする。

(1) 広告の規格

ア サイズ 縦 6.0cm、横 18.0cm

イ カラー フルカラー

(2) 広告の掲載位置等

ア 広告を掲載する位置は、情報誌の裏表紙の市が指定した位置とする。

イ 広告の掲載可能枠数は、1 者につき 1 枠とし、合計 4 枠までとする。

(広告の掲載期間等)

第 3 広告を掲載する情報誌の発行時期及び発行予定部数については、募集の際に明示する。

(広告掲載希望者の募集)

第 4 広告掲載希望者の募集は公募とし、必要事項を市ホームページ等に掲載して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市は、広告掲載を希望し得る事業者に広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込)

第 5 広告掲載希望者は、茨木市生涯学習情報誌広告掲載申込書（以下「申込書」という。）（様式第 1 号）及び広告見本、並びに広告掲載希望者の茨木市税完納証明書（申込日前 3 月以内の証明日に限る。）又は茨木市税の滞納調査同意書（様式第 2 号）を、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の審査及び承認)

第 6 広告掲載の審査及び承認は、次に定めるとおりとする。

(1) 市は、第 5 に基づく申込があった場合は、要綱第 9 に基づき審査を行うものとする。

(2) 掲載可能枠数を超えた申込があった場合には、市内に事業所を有する者を優先するものとし、それによっても決定できない場合は抽選により決定する。

- 2 市は、前項の審査の結果、広告の内容等が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告掲載希望者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。
- 3 広告掲載の可否を決定したときは、茨木市生涯学習情報誌広告掲載審査結果通知書（様式第3号）により広告掲載希望者に通知するものとする。
- 4 広告掲載の承認を受けた者（以下「広告主」という。）は、市が指定する期日までに、広告掲載に関する契約書により市と契約を締結しなければならない。

（広告掲載料）

第7 広告掲載料は、30,000円とする。（消費税及び地方消費税を含む）

- 2 広告主は、広告掲載料を、市が指定する期日までに一括納付しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第8 広告の原稿は、市が指定する方法により広告主の負担で作成し、市が指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 市は、広告主から提出された広告原稿について、広告主に対して修正を求めることができる。